

保険にて凍結胚（受精卵）保存期間更新をご検討中の方へ

自費で採卵した胚を保険で更新する場合

2022年3月31日までに胚を凍結保存した患者様において、凍結胚保存期間の更新を保険で行える場合があります。ただし、保険で更新する場合は条件があります。

- ・女性年齢が43歳未満で、凍結融解胚移植を希望する方。
- ・ご夫婦で来院し、「胚移植の治療計画」を立てることができる方。

他にも様々な条件があります。詳しくは、ご来院のうえ、お尋ね下さい。

保険で採卵した胚を保険で更新する場合

期限日翌日から1ヶ月以内に来院して、お手続きが必要となります。

凍結保存開始日から起算して3年が限度となります。それ以降も凍結胚を保存希望される方は、当院規定による自費での更新が可能です。

更新時に妊娠等により不妊症に掛かる治療が終了、中断している場合は保険での更新はできません。

自費での更新は可能となります。

医療法人珀晴会 仙台ソレイユ母子クリニック